

令和2年度 第1回さいたま市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和2年8月26日(水) 10:00～11:30

場所：ときわ会館5階大ホール

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和元年度進行管理について
 - (2) 「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理について
 - (3) その他
- 3 閉 会

【資料】

- 席次
名簿
次第
資料1 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理（まとめ）
資料2 「同 進行管理表（子ども・子育て支援事業計画必須記載事業）」
資料3 「同 進行管理表（その他事業）」
資料4 「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン進行管理表（子ども・子育て支援事業計画必須記載事業）」
資料5 「同 進行管理表（その他事業）」
資料6 「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン概要版」
資料7 事前質問回答票
さいたま市社会福祉審議会条例（写し）

【出席者・欠席者（敬称略）】

<委員>

出席委員・・・大川野芙子、大野智子、小野雄大、片柳香子、川方弘子、
小林秀祐、佐々木彩子、須崎統子、鈴木文子、鈴木真由美、
田口邦雄、武田ちあき、服部圓、濱田浩、半田達也、松尾
創、松島万里子、山中冴子、若松隆

欠席委員・・・石塚章夫、生形雅美、高山裕子、辻美由紀、朽原正浩、刀根
洋子、巻淳一、松本辰美

<事務局>

・子ども未来局

子ども育成部：加藤部長／子育て支援政策課 安部参事（兼）課長／青少
年育成課 磯課長

幼児未来部：佐野部長／岡村参事／幼児政策課 小池課長／のびのび安心
子育て課 大砂課長／保育課 中根課長

子ども家庭総合センター：金子次長（兼）総務課長／北部児童相談所 鷺
見所長補佐（兼）家庭支援第1係長／南部児童
相談所 米山副参事／子ども家庭支援課 野田
課長／他

総合療育センター ひまわり学園：総務課 竹内課長／医務課 黒須課長
／育成課 高山課長／清水参事（兼）療育センター
さくら草所長

・保健福祉局

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長

・教育委員会事務局

学校教育部：総合教育相談室 高橋主席指導主事（兼）管理運営係長

【開 会】

- (1) 新委員紹介
- (2) 市執行部紹介
- (3) 子ども育成部長あいさつ

委員の皆様方におかれましては、お暑い中、また、大変お忙しい中、ご
出席いただき、誠にありがとうございます。

子ども未来局子ども育成部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

令和2年3月に「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）

プラン」を策定いたしました。計画の策定にあたっては、委員の皆様にご審議いただき、様々なご意見をいただきました。この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。

第2期計画掲載事業につきましては、今後も当分科会において毎年度評価・分析を行ってまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本市の児童福祉分野における令和2年4月の現況でございますが、保育所等利用待機児童数は、387人となりました。また、共働き世帯の増加や駅周辺のマンション、区画整理が完了した地域等における住宅建設などが続いていることから、新規利用申込者数は9,707人と、過去最多を記録しています。

本市では、引き続き待機児童数が厳しい状況にあることを踏まえ、今年度の当初予算において過去最多となる施設整備を計画しており、保育需要の高い地域における認可保育所等の整備をこれまで以上に進めるとともに、保育コンシェルジュ等による各家庭のニーズに合った、きめ細かな相談支援に取り組んでまいります。

さらに、施設の量的拡大に伴い課題となっている、幼稚園教諭や保育士などの保育人材確保について、保育士の資格取得支援や幼稚園教諭・保育士の就業支援等により、保育人材確保等の取組を強化していくとともに、幼児教育・保育の「質の向上」に向け、幼稚園や保育所等における安心・安全な環境の確保や教育・保育の専門性向上に資する取組を更に強化してまいります。

また、放課後児童クラブの待機児童数は、令和2年4月1日現在369人と、前年同時期に比べ23人減少しておりますが、学校の余裕教室の活用も含めた積極的な整備を行い、引き続き待機児童の解消を図る必要があります。

現在、新型コロナウイルスの感染症拡大により、日常生活にも様々な影響が出ており、事態の収束が見通せない不透明な状況が続いておりますが、本市においては今後も、感染症拡大防止対策を徹底し、未来を担うすべての子どもが、健やかに成長できる環境づくりの推進に努めてまいります。

委員の皆様におかれましては、子ども・青少年・子育て世代のため、また、これからの児童福祉行政のために、忌憚のない御意見をいただければと存じます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(4) 委員の出席状況

委員定数27人に対し、半数以上の19人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

- (5) 配布資料の確認
- (6) 傍聴希望者なし

【議 事】

(山中会長)

それでは議事に入ります前に、一言ご挨拶させていただきます。

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の影響で大変な状況の中、委員の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度第1回となる本日は、「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の令和元年度進行管理について審議していくとともに、令和2年3月に策定された「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の進行管理につきましても審議してまいります。

事前に資料も配布されているようですので、本日はこの場で、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、実りある会議にしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず議事（1）「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和元年度進行管理について、執行部より説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

子育て支援政策課長の安部です。よろしく願いいたします。

まず初めに、先日委員の皆様へ事前送付させていただいた資料に、数値の修正がありますので、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料2「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理表【子ども・子育て支援事業計画必須記載事業】をお願いします。

1ページにございます「事業番号3 保育所等（0～2歳児）」につきまして、事前送付させていただいた資料では、「R1確保方策（目標）」欄の0歳児の地域型保育の人数について、「435人」と記載しておりましたが、正しくは「453人」となります。

本日机上に配布させていただいている資料は正しい数値となっております。大変失礼いたしました。

それでは、議事（1）「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の令和元年度進行管理について、ご説明させていただきます。

お配りしておりますA4の資料1「さいたま子ども・青少年のびのび希望

(ゆめ) プラン進行管理 (まとめ)」を用いて、ご説明させていただきます。

この進行管理 (まとめ) は、資料 2 及び資料 3 の進行管理表を、ひとまとめにしたものでございます。

表紙をめくって、1 ページをご覧ください。

まず、「さいたま子ども・青少年のびのび希望 (ゆめ) プラン」の「計画の位置付け」ですが、この計画は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年の計画として策定されたものです。「さいたま市総合振興計画」の下に、「保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付け、推進してまいりました。

2 ページをお願いいたします。

こちらは、「計画の基本的な考え方」をまとめております。

「さいたま子ども・青少年のびのび希望 (ゆめ) プラン」は、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指すことを基本理念とし、子ども・青少年の視点、すべての子ども・青少年・子育て家庭への支援の視点、社会全体による支援の視点、という 3 つの視点のもと、「子ども・子育て支援法」に基づき、5 つの基本目標を定め、再掲事業を除いた 91 の事業を掲載し推進してまいりました。

また、平成 29 年度には、計画の中間年度にあたり、量の見込み及び確保方策を見直すとともに、新たに子どもの貧困対策についての章を設け、「さいたま子ども・青少年のびのび希望 (ゆめ) プラン」と「子どもの貧困対策」を一体的に進めてきたところです。

子どもの貧困対策につきましては、現在貧困に陥っている子ども・青少年・家庭に対する支援及び「貧困の連鎖」への対策と、次世代の子ども・青少年・家庭が貧困に陥ることを防ぐため、短期的・長期的な両方の視点に立った「子どもの貧困対策を支える基盤づくり」と、「子どもの貧困対策における施策の柱」の 2 本立てで施策を展開してまいりました。

「基盤づくり」はすそ野が広いと、本市の各分野別計画から基本目標・基本施策に合致する多くの事業の一部を例示しております。

一方、「施策の柱」につきましては、様々な困難を抱えている家庭に支援が確実に届くよう、また、困難な状況が次代に連鎖しないよう、「さいたま子ども・青少年のびのび希望 (ゆめ) プラン」に既に掲載されている事業を除く、28 の事業を実施してまいりました。

なお、今回は、「子ども・子育て支援法」に基づいて定めた 5 つの基本目標のもと推進している 91 事業、さらに子どもの貧困対策の施策の柱として掲載している 28 事業の、合計 119 事業について進行管理を行います。

3 ページをご覧ください。

この 119 事業について、前年度の事業内容を振り返り、各事業の進行状況

による評価や今後の課題の検討を事業の所管課にて行っております。

それでは令和元年度の事業評価について、ご説明いたします。

評価におけるA、B、Cの基準につきましては、あくまで目安ですが「A：達成」は概ね90%以上の達成率、「B：概ね達成」は70%以上90%未満、「C：改善余地あり」は70%未満、として、この3つの指標を用いて、評価をしております。

令和元年度単年度の評価ですが、A評価及びB評価とした事業が119事業中、110事業で、92.4%でした。

また、C評価の「改善余地あり」とした事業が、9事業、7.6%ございました。

4ページをご覧ください。

こちらは、令和元年度の事業評価につきまして、基本目標別に一覧にしております。

次に、5ページをご覧ください。

「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」は令和元年度に5年間の計画期間の最終年度を迎えました。そのため、進行管理を行う119事業について、今回は令和元年度の「単年度評価」と併せて、計画期間である平成27年度から令和元年度における5年間の「総合評価」についても、事業の所管課において行っております。

なお、総合評価におけるA、B、Cの基準につきましては、単年度評価と同様の、3つの指標を用いて、評価をしております。

計画期間における全体の総合評価ですが、A及びB評価とした事業が119事業中、112事業で、94.1%でした。

また、C評価の「改善余地あり」とした事業が7事業、5.9%ございました。

次に6ページをご覧ください。

こちらのページには、計画期間における総合評価につきまして、基本目標別に一覧にしております。

続いて7ページをご覧ください。

このページからは、5つの基本目標ごとに、各事業の名称と総合評価を一覧にしております。

事業名が**太字**になっているものは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画必須記載事業」です。

一方、事業名が**細字**になっているものは、これに該当しない「その他事業」です。

以下7ページから15ページまでにつきましては、資料2（必須記載事業）

及び資料3（その他事業）に各事業の詳細を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

なお、資料3に記載されている事業のうち事業番号113から140（24ページから31ページまで）に関しましては、計画の中間年度見直しに係る、平成30年3月の計画改定時に、子どもの貧困対策における施策の柱として、新たに掲載した事業となるため、平成27年度から29年度の過年度評価欄は該当せず、「-」（バー）が記載されています。

次に、16ページをご覧ください。

ここからは、総合評価をA評価及びC評価とした必須記載事業のうち、いくつかの代表的な事業について、ご説明させていただきます。

まず、事業番号9「放課後児童クラブ」の整備についてです。

この事業は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図る事業です。

令和元年度につきましては、14か所の民設クラブを開設するなど、受入可能児童数を494人拡大しました。

その結果、目標の受入可能人数12,103人に対し、11,641人となり、達成率が9割以上となったことからA評価としております。

計画期間を通して、民設放課後児童クラブの積極的な整備を行い、受入可能児童数を3,016人拡大することができました。

また、学校の余裕教室等の活用については、教育委員会と連携し、小学校5校において、合計7か所の民設児童クラブを整備しました。

一方で依然として待機児童が生じていることから、その解消が課題となっており、引き続き、余裕教室の活用を含め、積極的な施設整備を推進していく必要があると考えております。

次に17ページをご覧ください。

事業番号10「時間外保育（延長保育）事業」になります。

この事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる、保育需要に対応する事業です。

時間外保育（延長保育）の実施施設数について、令和元年度は227施設を目標としておりましたところ、234施設で実施することができ、計画期間を通して、時間外保育（延長保育）実施施設が69施設増となりました。

今後も引き続き、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化に伴い、年々増加している保育需要に対応できるように、保育施設の整備と併せて、延長保育実施施設の整備を進めていく必要があります。

続いて、事業番号20「ファミリー・サポート・センター運営事業」になり

ます。

この事業は、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図る事業です。

育児の援助を行う提供会員数について、令和元年度は1,045人を目標としておりましたところ、目標を超える1,129人とすることができ、計画期間を通して提供会員が183人増となりました。

また、平成30年度からは、ひとり親家庭の方を対象として、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を助成しております。

今後も支援を必要としている家庭への更なる周知を図るとともに、依頼会員からの援助依頼の増加に対応するため、提供会員の登録数増加に努めてまいります。

次に18ページをご覧ください。

事業番号29「妊産婦・新生児訪問指導事業」になります。

この事業は、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者（里帰り出産を含む）を対象に、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師・保健師等が訪問指導を行う事業です。

訪問件数について、令和元年度は12,600件を目標としておりましたところ、目標を超える13,440件となり、計画期間を通しての訪問件数も、1,361件増となりました。

妊産婦・新生児訪問は、ハローエンゼル訪問と併せ、乳児全戸訪問事業となっており、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐ等の目的もありますので、今後もより多くの方が利用できるよう、妊娠届出時のご案内やホームページへの掲載等で、周知を継続していく必要があります。

次に19ページをご覧ください。

C評価の「改善余地あり」とした、事業番号67「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」事業について、ご説明いたします。

この事業は、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給するものです。

令和元年度は支給件数25件の目標に対して、実績は13件にとどまりました。また、計画期間の実績としては、平成27年度：9件、平成28年度：7件、平成29年度：22件、平成30年度：26件となっています。

なお、本制度の給付を受けるためには、講座受講前に、当該講座が給付金対象講座に指定されることが要件となりますが、受講講座申請数自体も減ってい

ることから、制度内容のさらなる周知・広報を図る必要があります。

以上、各事業の総合評価等について説明させていただきましたが、ここで、過去5年間の計画期間を振り返りますと、認可保育所等の新設や定員増を毎年度実施するとともに、令和元年度からは、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定し、「保育を必要とする」園児に係る、預かり保育利用料の軽減を行うことで、保育の受け皿を確保してまいりました。

また、平成30年4月には、子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、さいたま市子ども家庭総合センター、「あいぱれっと」がオープンしました。

「あいぱれっと」内には、悩みがある子どもや家族が、どのようなことでも相談できる「なんでも子ども相談窓口」を設置し、電話や来所・メールによる相談にワンストップで対応しております。

そのほかにも、困難を抱えた若者を支援するため、市内2施設目となる若者自立支援ルームの整備を進め、本年度、南区で開設となりました。若者自立支援ルームでは、それぞれの悩みや状況、希望に応じて、様々なプログラムを実施しています。

このように、皆様のご協力により、平成27年度から令和元年度の計画期間において様々な施策を進めてきたところですが、共働き世帯の増加や核家族化の進展などにより、保育所等の利用を希望される方が年々増加しているため、待機児童が生じており、今後も引き続き、保育需要の受け皿確保に取り組んでいく必要があります。

さらに、児童虐待が増加の一途をたどり、児童問題については複雑、深刻化する中、児童相談所への虐待通告や相談が増えているため、相談体制を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで、切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。

今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のため、多様化する子ども・子育て支援に関するニーズに応えられるよう、本年3月に新たに策定した「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」に沿った施策を着実に遂行していくとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育ていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指してまいります。

委員の皆様の、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます、説明を

終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございました。

ただ今資料1に基づき、令和元年度の単年度評価並びに平成27年度から令和元年度の総合評価について説明があり、具体的には資料2・3をご覧くださいと思いますが、ここで委員の皆さんそれぞれのご専門のお立場から、何かご意見やご質問はございませんか。

(半田委員)

里親会から来ていますが、「里親制度」の関連で、お聞きしたい。

昨年の当分科会の議論の中で、里親委託率の5年間の目標値を明確にするよう指摘したところ、資料5の6ページ、事業番号63で、国基準に従い、早速各年の目標値を数値化していただいた。速やかな対応に、まずは感謝申し上げます。

なお、里親委託率は年々上がっているが、資料3の11ページ事業番号49「里親制度」の「事業実績の分析・評価」欄を見ると、「関係機関と連携し里親支援に注力した結果、里親子間での関係不調がなくなり」とあるが、最近はかつてのように乳幼児ばかりでなく、虐待の関係で中高生もあずかることから、里親子間の不調による措置変更も現実には発生している。

そこで里親委託の不調を防ぐために、研修も行われているが、併せて里親サロンで里親同士が、お互いに抱える課題を十分話し合うことが大切と考える。ところが、当初は参加人数も少なかったが、現在では講義形式のサロンが多くなり、大人数になりすぎている。もっと分散化して、サロンが、里親同士で自由に話し合える場や環境となるよう工夫してもらいたい点の一つ。

もう1点は、家庭訪問と併せ、年に数回、里親子が出かける行事があるが、ケースワーカーの参加が少なくなっている気がする。どうも最近では何かトラブルがないと、来てくれない感もある。行事では、参加する里親子のかかわりの様子を見るいい機会でもあるので、ぜひケースワーカーのより多くの参加を期待したい。以上2点について伺いたい。

(山中会長)

ありがとうございました。ただ今2点ほど、ご要望があったと思います。

1点目は、サロンにて、里親間でフリートークできる機会の増。

2点目は、職員が、里親子のかかわりを見る機会の増。

所管としてはどうですか。

(児童相談所)

まず1点目ですが、児童相談所としても、里親の委託不調を防ぐため、定期的に里親と児童の特性を見極めながら、丁寧にマッチングを行っています。ま

た地区担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問するなどの対応で、不調を防ぐように取り組んでいます。

サロンについては、委託直後サロンを年に9回、子育てサロンを年に9回実施しているところです。自由な発言の場が少なくなっている、とのご指摘がございましたが、私どもとしても、里親間で互いの意見を出し合う場面は重要と考えていますので、今後、フリーで話し合える回数を増やせないか、検討してまいります。

次に2点目ですが、私どもとしても、里親レクリエーションは、里親子の様子を見るよい機会であると認識しておりますので、家庭訪問の実施と併せ、担当ケースワーカーの参加を促すことにつきましても、検討してまいります。

(山中会長)

半田委員よろしいですか。

他にありますか。ないようでしたら、私からお聞きします。

先ほどの資料1の説明の中で最後の19ページにあった、C評価の事業番号67の「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」事業（資料3の17ページ）ですが、申請事業数が減ってきているとのことですが、もう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

(子育て支援政策課長)

説明が言葉足らずで、大変失礼しました。

この給付金事業では、ひとり親家庭の自立促進を図るため、国の定める教育訓練給付金対象講座の中から、例えば、介護職の初任者研修等、実務的な講座を希望して申請いただくわけですが、私どもの対応としては、2段階ありまして、まず、その講座を給付金対象講座として指定すること、次に、申請者が当該講座を受講し、修了することを要件に給付金の支給に至るわけですが、このような仕組みがなかなか理解されていないことが、申請数の減につながっているものと認識しております。そのため、受講前にまず講座の申請をしていただく旨も含め、制度のさらなる周知・PRに努めてまいります。

(山中会長)

わかりました。他にいかがですか。

次に、どうも私、指標の内容に引っかかっているのですが。

資料3の6ページから8ページに「ワークライフバランス推進事業」がいくつかありますが、すべて「指標」が「事業の実施」、「達成値」もすべて「実施」です。また、1ページの事業番号5の「保幼小連携推進事業」や、2ページの事業番号8の「幼稚園・保育所等と小学校の連携」や4ページの事業番号32も同様です。

具体的な指標設定の難しさはわかりますが、指標をどう捉えたらよいのかし

つくりこないので、たとえば、1ページの保幼小連携の所管、幼児政策課としては、どのようにお考えですか？

(幼児政策課長)

幼児政策課長です。指標設定にあたり、もちろん「定量的」なものが望ましいことは十分認識しておりますが、このような連携推進事業、となるとなかなか定量的なものは難しく、結果としてこのような、「定性的」なものとなっております。

(山中会長)

他にも設定が難しい事業があるとは認識していますが、可能な範囲で、少しでもわかりやすい指標となるようにしていただきたいと思えます。

他にございますか。

— 発言なし —

それでは、ご意見等は、ここまでとさせていただきます。

なお、皆様のご意見をもとに、本分科会として、市長へ意見具申をすることとなっておりますが、その内容につきましては、恐縮ですが、私に一任させていただきます。

— 異議なし —

ありがとうございます。意見具申の結果につきましては、事務局より皆様にご報告させていただきます。

それでは次に進みます。

議事（２）「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の進行管理について、執行部より説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

それでは、議事（２）第２期プランの進行管理について説明いたします。

令和２年３月に策定された「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」に掲載されている事業につきまして、今後、進行管理を行っていくにあたり、各事業の「目標指標」を設定いたしましたので、その内容について委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、まず資料６の「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン概要版」の１ページをご覧ください。

「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」は、先ほど議事（１）で委員の皆様にご審議いただいた第１期計画の後継計画として、基本理念や計画の視点等を継承しながら、第１期計画以降の関連法の改正内容等を踏まえながら、より実情に即した計画とするために策定いたしました。

なおこの計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」から構成されています。

2ページをお願いします。

「子ども・子育て支援事業計画」については、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」を基本理念とし、「子ども・青少年が主体の視点」、「すべての子ども・青少年・子育て家庭を支援する視点」、「社会全体で支援する視点」、という3つの視点のもと、5つの基本目標を定め、再掲事業を除いた116の事業を掲載し推進してまいります。

少し飛びますが、8ページをお願いします。

「子どもの貧困対策推進計画」につきましては、現在貧困に陥っている子ども・青少年・家庭に対する支援及び「貧困の連鎖」への対策と、次世代の子ども・青少年・家庭が貧困に陥ることを防ぐため、短期的・長期的な両方の視点に立った、幅広い分野での取組を実施してまいります。

すべての子ども・青少年・家庭・地域社会を対象とした「基盤づくり」と、様々な困難を抱えている子ども・青少年・家庭を対象とした「施策の柱」の2本立てで施策を展開していきます。

「基盤づくり」には、本市の各分野別計画から基本目標・基本施策に合致する事業の一部を例示しております。

「施策の柱」につきましては、様々な困難を抱えている家庭に支援が確実に届くよう、また、困難な状況が次代に連鎖しないよう、再掲事業を除き19の事業を掲載し、実施してまいります。

なお、「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」の116事業及び子どもの貧困対策推進計画のうち「施策の柱」として掲載している19事業の、合計135事業について進行管理を行ってまいります。

次に、資料4及び資料5をお願いします。

資料4には「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」掲載事業のうち、子ども・子育て支援事業計画必須記載事業を、資料5には必須記載事業以外の子ども・青少年・子育て家庭への支援に関する事業及び子どもの貧困対策における施策の柱として掲載されている事業についてまとめております。

なお、資料4の子ども・子育て支援事業計画必須記載事業につきましては、1ページをご覧ください。計画策定時にご審議いただきましたが、「量の見込み」いわゆる、市民の推計利用希望量（需要量）と、それを達成するための、市の「確保方策」、市が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）について、それぞれの目標値を5年間にわたり記載しています。

一方、資料5のその他事業につきましては、昨年度、当分科会から「令和2

年度からの「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定にあたり、計画に位置付けられた事業の評価方法や目標値に使用する指標について、より分かりやすいものとなるよう検討されることを望みます。」との意見具申がなされたところです。

したがって、先ほど議事（1）にて、山中会長より指標設定について、一部ご指摘もございましたが、事業の性質上、数値目標の設定がよほど困難な場合を除き、可能な限り数値目標を設定したうえで進行管理を行うこととし、各事業について、計画期間である令和2年度から6年度までの5年間の目標設定を行ったものです。

先ほどご質問をいただきました、幼児政策課の連携推進事業等につきましても、今回改善を図らせていただいたところです。

資料4及び資料5には、各事業の「事業番号」、「事業名」、「事業概要」、「指標・単位（・区分）」、「令和2年度から6年度の目標値」、「目標設定の考え方」「所管」を記載しています。

目標設定の内容につきましては、「目標設定の考え方」欄に設定の根拠等を記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、委員の皆様からいただいた議事（2）に関する事前質問につきましては、お手元の資料7「事前質問回答票」に質問内容及びそれに対する所管課の回答を記載させていただきましたので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、議事（2）「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（山中会長）

ありがとうございました。

ただ今の執行部からの説明につきまして、何かご意見やご質問はございますか。事前質問に対する回答も資料7として添付させていただきましたので、併せてどうぞ。

（小林委員）

公募委員の小林ですが、資料7の事前質問1の回答にどうも納得がいきません。資料5の11ページ、事業番号94では、「事業概要」に、「学校復帰」という言葉が残っていますが、第2期プランにそれに相当する文言がないのに、おかしくないですか。今日私は「第2期プラン」の本編を持参したが、お持ちの方はその84ページを見てください。

その94番には、この場での議論も踏まえ、前のプランには載っていた「学校に行く気持ちがありながら」と「学校復帰」という表現をあえて削った

ものと認識しています。にもかかわらず、なぜ、資料5の「事業概要」にその言葉が残っているのか、この回答文にはその理由が書かれていないと思います。今までここで話し合ったことは何だったのか、ということにもなりかねません。あらためてお伺いします。

(総合教育相談室)

教育委員会の総合教育相談室です。

「学校復帰」という文言が、新プランには入っていないのに、なぜ事業概要に入っているのか、というご質問ですが、教育委員会といたしましては、不登校支援にあたり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指しているところであります。その一方で、教育支援センターに通室する児童生徒及び保護者の中には、「学校復帰」を望む声や、段階的に「学校復帰」を見通して、学校と繋がってほしいという声もあり、このような記述とさせていただきます。

(小林委員)

私は、「学校復帰」自体を否定しているわけではないです。

ただ新プランに載っていない表現、しかも今回あえて削除した表現を、わざわざ入れる必要があるのか、と聞いているわけです。

ここは潔く、その文言を削除すべきではないですか。

(総合教育相談室)

事業概要に「学校復帰」を入れた趣旨としては、先ほど説明させていただいた通りですが、新プランの文言との整合性についてのご指摘でございますので、表記については、事務局と相談させていただきます。

(武田委員)

教育委員の立場として、一言申し上げます。

小林委員のご質問自体は、論理的で、首尾一貫していると感じますが、私としては、「学校復帰」を削除することは、その目標自体をあきらめてしまうことにつながるのか、市民の方もそう思ってしまわないか心配です。

復帰の定義は一つではなく、もともと在籍した学校のみならず、通信制もあれば、フリースクールもあれば、オンラインも。今の時代はお子さんの個々の状況に応じて教育を保証しており、いずれも選択肢の一つにすぎません。

概要から削除することは、不誠実とならないか、私としては、今のままが妥当と感じます。

(小林委員)

何回も言いますが、私は「学校復帰」を否定しているわけではありません。このことは脇においたうえで、新プランの本編から表現を削除し、その文言が

入っていないプランの進行管理を行う以上、両者の整合を図るべきではないかと申し上げている。

(山中会長)

第2期プランでは、「学校復帰」という言葉は削られたが、「社会的自立を目指した支援・指導を行います」という表現は引き続き残っていますが、そこに「学校復帰」も含まれるのではないですか。あえてその言葉を取り出して前面に出す、積極的意味合いはあるのですか。

(総合教育相談室)

ご意見ありがとうございます。

教育委員会としても、「学校復帰」は「社会的自立を目指した支援・指導」の中に含まれていると考えておりますので、文言の整合性について、事務局とよく相談のうえ、検討してまいります。

(山中会長)

よろしく申し上げます。他にありますか。

(小野委員)

子育て当事者の小野です。

資料1で、A評価の説明にもあった、「放課後児童クラブ」ですが、資料4では5ページの事業番号55です。

私の子もクラブに通っているが、さいたま市では、市の方針として、公設ではなく、NPOへの委託等、民設の施設整備をより積極的に進めることで、受入可能児童数の数値目標を設定している点は理解しています。

そのため、クラブの整備が地域でいい顔をされない中、保護者が施設探しに苦労しており、子どもたちが増えているにもかかわらず、箱を探せないでいる現状です。

資料4の「事業概要」には、「毎年度、関係部局と協議の上で新たな活用可能校の選定を行い、学校、地域との連携のもと」推進しているとあり、私の子も助かっているが、今現在学校施設内のクラブ数はどの程度ありますか。

(青少年育成課長)

青少年育成課長の磯です。ご意見ありがとうございます。

まず、物件探しにご苦労されている点は、私もよくお聞きしており、学校施設内が望ましいというご意見が多くあることは、十分認識しております。

(小野委員)

先ほどの資料1の説明で、令和元年度に5校で、7施設増との説明があったことから、全体としてどのくらいなのかお聞きしたのですが。

(青少年育成課長)

現在さいたま市では、いまだ児童数が増加している地区もあり、教育委員会

にもご協力はいただいておりますが、余裕教室も生じづらい状況にあります。

学校を新設する際やリフレッシュする際は、すべての学校でクラブを入れていただいております、令和2年度は4校、令和3年度も同程度の整備を考えています。市としても、学校施設内への整備を進めています。

施設数につきましては申し訳ありませんが、確認をいたしまして後ほどお示しすることによってよろしいでしょうか。

(小野委員)

数字のことなので、事前質問を出しておくべきだったかもしれません。

学校施設内であれば、子どもたちの移動も不要で、安全面でも問題がない。ぜひ引き続き、学校側と連携をとって整備推進をお願いしたい。

(山中会長)

そろそろお時間ですので、ご意見等は、ここまでとさせていただきます。次に進みます。

議事(3)「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。

— 発言なし —

執行部及び事務局から何かありますか。

— 特になし —

よろしいですか。

では、以上を持ちまして、本日の議事は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお戻しします。

【閉 会】

(事務局)

山中会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどの議事(2)における放課後児童クラブの学校内施設数については、後ほど、ご質問いただいた委員の方に個別にご報告させていただく、ということによってよろしいでしょうか。

なお、次回の当分科会は、来年3月の開催を予定しております。

日程につきましては、山中会長と調整のうえ、改めて皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

また、事前資料と併せて送付させていただいた「通勤経路等についての報告」用紙につきまして、まだ提出がお済みでない方におかれましては、お帰りの際に事務局職員にご提出いただきますようお願いいたします。

本日車で来られ、市役所駐車場にお停めになられている方は、受付に駐車印をご用意しておりますので、職員に駐車券をお渡しください。

それでは以上を持ちまして、令和2年度第1回さいたま市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日はありがとうございました。